

南北戦争の土地問題について

— その1, 南部の公有地問題 —

本 田 創 造

1

さきに、私は、アメリカ第2のブルジョア民主主義革命としての南北戦争の基本問題のひとつが、南部の土地問題にあったことを指摘し、戦前の南部 Ante-Bellum South を規定していた「プランテーション奴隷制的所有」(と私がよんだもの)が、内戦ならびにそれにつづく時期のはげしい階級斗争をつうじて、現実にもどのように解体・変容し、それが戦後のあたらしい歴史的条件のもとでどのように再編成されていったかの解明を、将来解決せらるべき課題として提起した¹⁾。これは、レーニンが『農業綱領』(『1905~1907年の第1次ロシア革命における社会民主党の農業綱領』)のなかで理論的に措定した農業における「ブルジョア的発展の客観的に可能な2つの道」のひとつとして、いわゆる「プロシヤ型の道」にたいして「アメリカ型の道」と名づけたものにかんし、かれがアメリカでの事例として西部における「自由地」(「公有地」)の問題とともに言及している「南部諸州の奴隷所有者経営にたいして暴力的におこなわれた」「土地所有の中世的型態の改造」の問題を、アメリカ史の史実にそくして、私なりに吟味してみることである。

この場合の基本的視角は、いうまでもなく、大プランター(大土地所有者)のプランテーション(所有地)をどのように収用し、これを再分割して解放黒人はじめブーア・ホワイトその他の土地なき農民にどのように分配するかということである。(そのさい、黒人奴隷の解放がこれらの上に先行して、まず、なされなければならないことは当然であるが、奴隷解放の問題については、ここではふれない。)

こうした要求は、黒人奴隷制度の矛盾の激化、その顕在化とともに、すでに戦前から奴隷制廃止論者 abolitionists, 土地改革論者 land reformers, 急進的政治家などの一部によって、いろいろなかたちで提唱されてきたが、内戦の勃発はかれらの要求を現実に解決せらるべき実践的課題として歴史の前面におしだした。共和党急進派を

中心にして推進されたリンカン政府の諸政策のいくつかによって、この要求は、戦争遂行上の軍事的必要ともからみあいながら、部分的には、はやくも戦争中から——たとえば“Port Royal Experiment”などとして——実行にうつされはじめた。黒人の土地獲得意欲とそのための努力が、その基底にあったことはいうまでもない。そして、やがて、それは戦争末期から再建期へかけて「40エーカーの土地と1頭のロバ!」という象徴的なスローガンのもとに、はげしく展開されたあの革命的な土地獲得斗争に発展する。われわれは、その代表的事例を、シーアイアランド地方一帯に長期にわたってくりひろげられた黒人たちの諸活動のなかにもみることができ²⁾。この土地獲得斗争の成功と挫折——それが、南部「再建」の基礎過程のもっとも重要な一局面である。

ところで、南北戦争の土地問題には、南部においても、以上のべたような「プランテーション奴隷制的所有」そのものに真正面から対決した基本的視角のほか、これを側面から補完したもうひとつ別の視角があった。すなわち、南部における公有地問題である。「公有地」とは、ことわるまでもなく、「フロンティア」「frontier」や「セクション」「section」とともに、アメリカ史におけるすぐれてアメリカ的な歴史的カテゴリーである“public land”(“public domain”)の訳語であって、これがこの国の歴史的発展におよぼした影響はきわめて大きく、それゆえに公有地問題はつとにアメリカ史研究の重要課題を提供してきた。一般に、公有地問題には、その成立、

2) こうした問題を検討するための努力は、わが国ではほとんどなされていない。その意味で、アメリカの新進歴史家の手になり、最近出版された Willie Lee Rose の *Rehearsal for Reconstruction—The Port Royal Experiment*, 1964 と James M. Mcpherson の *The Struggle for Equality—Abolitionists and the Negro in the Civil War and Reconstruction*, 1964 及び同じ著者の *The Negro's Civil War—How American Negro Felt and Acted during the War for the Union*, 1965. などの書物は高く評価されてよい。これらの書物の内容についてはここではふれないが、いずれ私自身がこの問題を論究するさいに大いに利用させていただくつもりである。

1) 拙稿「“Black Codes”の歴史的意義」『経済研究』第16巻 第4号。

拡大、処分、保護、管理など数々の論点がふくまれるが、とくに公有地の処分(私有化)とその結果が、アメリカの民主主義的発展ならびに経済的発展において、どのような役割をはたしたかに多くの研究者の主たる関心がはらわれてきた³⁾。

この点で、南北戦争の土地問題との関連では——論者の問題意識の多様性についてはここではふれないとしても——いわゆるホームステッド法 Homestead Act にかんする諸研究が、これまで数多くなされてきたのは当然であった。研究史の現段階にてらしてみると、この法律がこの時期に制定されるにいたった歴史的経緯やその歴史的意義の重要性——たしかに、それは過去半世紀以上にわたる農民や土地改革論者の不断の闘いによって、ようやくにして獲得された大きな成果であった——にもかかわらず、それは現実の耕作農民の利益よりは、むしろ土地投機や土地独占に資することのほうが多く、農民の願いや広範な自作農創設という土地改革論者の理想からは遠くへだたった結果をうむことになった。だが、こうした研究も、そのほとんどが南部を除外して、もっぱら西部——もっと広い意味では北部——の問題として論じられてきたというのが、これまでの実情である。(たんに、地域的にというのではなく、問題意識としてもそうなのである。)

それでは、南部におけるこの時期の公有地問題は、いったい、どのようなものだったのか⁴⁾?

2

南北戦争勃発当時、南部には、およそ 47,700,000 エーカーの土地面積が、5つの公有地州 public land states (アラバマ、アーカンソー、フロリダ、ルイジアナ、ミシシッピの諸州)において、連邦政府の所有になる公有地として存在していた⁵⁾。これは、これらの諸州の総土地面積の約3分の1弱に相当したが、戦争終結時まで同じような状態として存続した。

周知のように、戦前の南部においては、プランテーション奴隷制度の発展・強化とその主たる生産的基礎とし

ての綿花生産の地域的拡大というきわめて南部的な事情のもとで、公有地は、ほとんど無制限ともいえるほどにプランター(大土地所有者)のために開放され、他の地域にもまして土地投機の横行するところであった。この点で、同じ土地投機といっても、とくにアンティ・ベラム期においては土地投機の「北部型」(「西部型」と「南部型」という類型的把握が問題になるであろう。

その結果、南北戦争当時、なお南部に残されていたこれらの公有地は沼沢地や水排けの悪い土地が多く、おまけに広範囲にわたって松・杉などの豊富な樹林におおわれていたため耕作農民がそこに定住して農業を営むには多くの困難が予想された。それにもかかわらず戦争が終って再建期が開始されると、これらの公有地にかんする問題が、南部「再建」の歴史的課題と不可分にかみあひながら南北戦争の土地問題の一環として、共和党急進派の一部のひとびとによって強力にとりあげられることになった。すなわち、かれらは南部の公有地を現実の耕作農民だけに開放し、その取得資格を「忠誠な市民」"royal citizens"と解放黒人に制限しようとしたのである。その具体的なあらわれのひとつが、1866年の南部ホームステッド法 Southern Homestead Act であった。

1862年のあのホームステッド法については、ここで具体的にふれる必要はないし、またそれだけの紙数もないから一切省略するとして、このような性格をもった南部ホームステッド法制定へのうごきは、この時期になって突如としてあらわれたのではなかった。すでに戦争末期の1864年に、ジュリアン George W. Julian——インディアナ州出身の熱心な土地改革論者で奴隷制度にも強く反対してきたかれは、1863年に下院の公有地委員会 House Committee on Public Land の議長に任ぜられていた——は叛逆者財産の没収にかんして議会に1法案を提出したが、それは没収した叛逆者の土地を公有地に復帰させ、小自営農場に分割して、これを兵士あるいは労務者として北軍の軍務に協力した南部の貧困者に、白人・黒人の別なく分配することをもとめたものであった。かれのこの法案は下院を通過したが、けっきょくは法律として制定されるまでにはいたらなかった。しかし同じような主張は、スティヴンスやサムナーなどによって、くりかえしおこなわれた⁶⁾。

6) Riddleberger, Patrick W., "George W. Julian: Abolitionist Land Reformer", *Agricultural History*, Vol. 29, No 3, pp. 109~110). ハッカー『資本主義の勝利』(中屋・三浦訳, 東大出版会)下巻, 199~200頁。

3) 詳細は、岡田泰男「アメリカ公有地史研究の動向」『社会経済史学』第30巻第2号を参照。

4) この点を吟味するさいに、利用できる参考資料はほとんどみあたらない。私が知るものとしては、かなり古いものであるが、公有地問題の権威 Paul W. Gates の "Federal Land Policy in the South", *The Journal of Southern History*, Vol. VI, No. 3 August, 1940 がある。以下、この論文を手がかりに、私なりに南部の公有地問題を考えてみたい。

5) Gates, op. cit., p. 304.

メイン州選出のライス議員 John H. Rice によって国会に上程され、1866年2月8日に下院を通過し、やがて上院における短い審議をへて同年6月21日に大統領の署名をえて正式に法律として成立した南部ホームステッド法によれば、従来の現金販売制度は廃止され、南部の公有地の付与は現実の耕作農民＝ホームステッダーだけに限定された。付与される土地面積も向う2年間は80エーカーを単位とし、また最初の登記料も5ドル——土地面積、登記料ともに1862年のホームステッド法の2分の1——と定められた。公有地の取得資格者は1867年まで「忠誠な市民」だけに限られ、さらに人種や皮膚の色による差別は撤廃された。この最後の点にかんして、さきのジュリアンは、解放黒人に自営農場を創出させることの意義を強調して、それは、これより少し前に議会を通過していた(第2次)解放黒人管理法 Freedmen's Bureau Act の精神と完全に合致するものであると指摘した⁷⁾。

こうした事情をふりかえってみれば、そこには、あきらかに南部の公有地問題が共和党支配の議会の再建政策と密接に結びついて提起されていることが容易に理解できるであろう。ウッドワードなどの南部史家が、この法律を共和党の急進派指導者による南部白人にたいする懲罰法とみなした⁸⁾としても、少しも不思議ではない。したがって、やがて再建期が後半におよび、共和党内における急進派の分裂と指導権の交替——ハッカーの表現によれば「旧急進派」“Old Radicals”の没落と「新急進派」“New Radicals”の擡頭——により、南部の「旧権回復派」“Redemptionists”のいわゆる「ブルボン」が南部諸州で政治的地位に復帰しはじめると、南部ホームステッド法廃止へのうごきが表面化してきたのは当然であった。南部ホームステッド法の廃止が、「旧急進派」の眼からみれば南部再建の挫折を画したあの「ヘイズ＝ティルデンの妥協」の年と重なりあって、1876年におこなわれたということはけっして偶然ではなく、この時期の南部の公有地問題がもっていた歴史的意味を象徴的にしめしているようにおもわれる。

けっきょく、南部ホームステッド法が制定された1866年からそれが廃止された1876年までの約10年間に、南部の公有地においては40,000件の新規登記がおこなわ

れた。これは、利用できた土地面積の割合にてらしてみれば、この時期の他地域におけるそれを唆駕するものであった。しかし、この場合も、重要なことは、ゲイツが連邦土地局も認めるところとして指摘しているように、現実の耕作農民による登記よりは、南部の公有地の豊富な森林資源をめあてにした木材会社の代理人によるもののほうがはるかに多かったということである⁹⁾。現在のところ、私は、この時期の南部の公有地処分のさらにたちいった実態、とくに最初の登記者と最終的な土地取得者との関係を階層的に明らかにする資料をもちあわせていないが、ゲイツのこの指摘は今後こうした問題を解明するさいの大きな手がかりになろう。

ここで、これまでのべてきたことをふまえて若干展望的な整理をしてみると、およそつぎのようになるであろう。すなわち、この時期の南部の公有地問題は、第1に、すでに指摘したように、それは、なによりも南部「再建」の歴史的課題と不可分にからみあいながら、南北戦争の土地問題の一環として共和党急進派によってとりあげられたこと、第2に、その具体的なあらわれのひとつが1866年の南部ホームステッド法であったが、結果は南部における自営農創出という方向にはむかわず、とくに解放黒人やプーア・ホワイトへの土地付与という点では現実的な成果はほとんど無にひとしかったばかりでなく、やがて全面的に開始される北部資本の南部進出(支配)のひとつとして、北西部の木材業者にそのための道をきりひらいたこと、第3に、そういう意味で、この時期の南部の公有地問題のなかにも南部「再建」の歴史的過程が縮図的にしめされていること、などである。

3

最後に、これらのことを追加的に確認するための補助資料として、1876年に南部ホームステッド法が廃止された結果、南部の公有地州において現実にとどのような事態が起ったかについて、ゲイツの研究のなかから事実関係だけを簡単にみておこう。(どのような社会的諸勢力が、どのような具体的状況のもとで、南部ホームステッド法を廃止にみちびいたか? 歴史研究としては、この点の解明が重要であるが、これについては、現在のところ、私にはまだ発言の準備ができていない。)

南部ホームステッドの廃止によって、南部の公有地州においては従来の土地売却にかんする諸制限は排除され、公有地は「実行可能なかぎりすみやかに」競売に付されることになった。連邦土地局がそのための準備に要した

7) Robbins, Roy M., *Our Landed Heritage—The Public Domain, 1776-1936*, 1960, pp. 212~213; Gates p. 307.

8) Woodward, C. vann, *Origins of the New South, 1877-1913*, p. 116.

9) Gates, *op. cit.*, p. 310.

年月は4年であった。こうして、1880年代の開始とともに、これらの地域において公有地の私有化が急速におしすすめられたが、そこにみられる顕著な特色は現実に土地を必要とした開拓農民や多少とも耕地の拡大をのぞんだ小農民が土地を手に入れたのではなく、とくに北部——といっても、当時、林業の中心はメイン、ニューヨーク、ペンシルヴェニアの諸州からミシガン、ウィスコンシン、ミネソタなどの北西部へ移っていた——の材木業者や資本家が将来の利益にそなえて投機めあてに広大な土地面積を購入し、その結果大規模な土地の集積・独占化が進行して広範な不在土地所有が出現したことであった。イリノイ・セントラル鉄道会社は、おびただしい“land looker”のために、シカゴからミシシッピー州やルイジアナ州に向けていく台もの特別列車を走らせたほどで、そうした事情はとくに上記2州においていちじるしかった。

第1表 南部公有地州における公有地の売却
(1877~1888)

Year	Acres	Year	Acres	State	Acres
1877...	2,095	1883...	1,103,407	Alabama...	878,413
1878...	14,262	1884...	891,836	Arkansas...	628,744
1879...	16,036	1885...	212,863	Florida...	1,021,112
1880...	86,873	1886...	210,100	Mississippi...	1,296,775
1881...	212,488	1887...	882,817	Louisiana...	1,867,215
1882...	835,710	1889...	1,223,772	計	5,692,259

第2表 ルイジアナ州における5,000エーカー以上の公有地購入者(1880~1888)

BY NORTHERNERS

Name	Residence	Acres
Avery, C. E.	Detroit, Mich.	6,520
Barnard, E. T.	Greenville, Mich.	7,882
Barker, S. B.	Chicago, Ill.	28,380
Birkett & McPherson	Livingston Co., Mich.	19,178
Brackenridge & Wasey	Wayne Co., Mich.	49,325
Bradley, N. B.	Bay City, Mich.	111,188
Brown, A. C.	Marinette, Wis.	42,842
Chesbrough, A. M.	Lucas Co., O.	11,785
Comstock, C. C.	Grand Rapids, Mich.	33,139
Culver, L. S.	Bay City, Mich.	9,526
Cummer, J. & W.	Wexford Co., Mich.	14,897
Eddy, J. F.	Bay City, Mich.	17,613
Fairbanks & Harvey	Chicago, Ill.	86,159
Gay, G. W.	Grand Rapids, Mich.	13,097
Gould, J.	New York, N. Y.	27,464
Hackley, C. H.	Muskegon, Mich.	89,743
Hake & Coach	Grand Rapids, Mich.	6,768
Hamlin, B. D.	Smithport, Pa.	26,907
Hamlin, H.	Smithport, Pa.	18,002
Head, F. H.	Chicago, Ill.	109,645
King, H. W.	Chicago, Ill.	5,640
Lampport, Alway, et al.	Oniario, Canada	23,554
Leatham & Smith	Door Co., Wis.	6,343
Morley, W. B.	St. Clair Co., Mich.	41,014

Nason, R. H.	Saginaw Co., Mich.	19,276
Penoyer, W. C. & W. V.	Iosco Co., Mich.	13,574
Prentice, S. R.	Oakland, Cal.	18,525
Reinhart, H.	Sac Co., Iowa	5,660
Rice, W. M.	Somerset Co., N. J.	48,608
Robinson, Lacey, et al.	Grand Rapids, Mich.	60,025
Silliman, J. R.	New York, N. Y.	23,843
Smith, M. J.	Wayne Co., Mich.	10,080
Van Schaick & Carpenter	Chicago, Ill.	70,274
Wasey & Winchester	Detroit, Mich.	18,581
Watkins, J. B.	Douglas Co., Kan.	145,335
Wetmore, L. D.	Warren Co., Pa.	8,460
Wetmore & Jefferson	Warren Co., Pa.	6,660
Winchester, C.	Ashburnham, Mass.	15,100
Woods, J. L.	Cleveland, O.	84,279
Woods & Pack	Cleveland, O.	9,650
Yawkey, W. C.	Bay City, Mich.	5,790
TOTAL		1,370,332

BY SOUTHERNERS

Bradford, J. L.	New Orleans, La.	17,338
Beer, H. & B.	New Orleans, La.	17,807
English & Drew	Calcasieu Parish, La.	13,475
Forest Land Co.	Little Rock, Ark.	14,832
Lutcher & Moore	Orange Co., Texas	108,051
Perkins & Moore	Calcasieu Parish, La.	6,097
Poitevant & Favre	Hancock, Miss.	39,771
Thomson & Knapp	Calcasieu Parish, La.	24,681
Violett, A.	New Orleans, La.	19,880
TOTAL		261,932

第1表¹⁰⁾は1877~1888年に南部の公有地州で売却された公有地面積をしめしているが、売却された総土地面積5,692,259エーカーのうちの56%にあたる3,163,990エーカーがミシシッピー州とルイジアナ州によって占められている。つぎの第2表は1880~1888年に、ルイジアナ州において5,000エーカー以上の公有地を購入したものの購入者別一覧である¹¹⁾。この表からは、いまま指摘した北西部の大木材業者の進出ぶりを、はっきりとよみとることができるであろう。

しかも、そのさい、かれらは、直接に自ら製材に従事するよりは、立木もしくはこれらの土地を他の業者に転売することによって投機的な利益を得ることに主たる関心をしめたのであった。(1966.5.1)

10) *ibid.*, p.325.

11) *ibid.*, pp. 319~321. 最初、ミシシッピー州のものも掲げておいたが、頁数の都合で割愛した。ミシシッピー州の場合も、ルイジアナ州とほとんど同様の傾向がうかがわれる。すなわち、購入された土地面積1,023,629エーカーのうち北部人32人が889,359エーカーを、南部人11人が134,270エーカーを取得している。